

様式第三十二（第12条関係）

認定新事業活動計画の内容の公表

1. 認定をした年月日
令和4年8月30日

2. 認定新事業活動実施者名
明和町商工会

3. 認定新事業活動計画の目標

明和町商工会では商工会法に基づき、地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、社会一般の福祉の増進に資することを目的として、これまでもプレミアム付商品券の発行を明和町の補助を受けて実施してきた。しかし一昨年より、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、地区内における消費需要が低迷していることから、今年度も地域産業振興を図ることを目的としてプレミアム付商品券を発行し、地域経済の活性化に繋げる。

4. 認定新事業活動計画の内容

(1) 新事業活動に係る事業の内容

明和町商工会では、産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第十二条の規定に基づく産業競争力強化法施行令（平成二十六年政令第十三号）第四条に規定する資金決済に関する法律施行令（平成二十二年政令第十九号）第四条第二項の規定に係る規制の特例措置を活用してプレミアム付商品券を発行し、町内の事業所の存在を周知し認知度を高め、新型コロナウイルス感染症の影響による消費落ち込みや、町外消費の流失を食い止めるとともに、消費活動を喚起することで地域経済の発展を図り、新たな需要の獲得を図ることとしている。

規制の特例措置の内容

「政令で定める一定の期間内」については、資金決済法施行令第四条第二項において「六月」と定められているが、産業競争力強化法施行令第四条において、商工会議所・商工会・都道府県商工会連合会が、新事業活動として産業競争力強化法第九条の計画認定を受けた上で発行する一定の要件を満たす前払式支払手段については、「六月」とあるのを「三年」とすることが認められている。今次の新事業活動においては、当該規制の特例措置を活用する。

(2) 新事業活動を行う場所の住所
群馬県邑楽郡明和町

(3) 規制の趣旨に照らし、新事業活動と併せて実施することが必要となる措置の内容

当該規制の特例を活用するに際しては「産業競争力強化法施行令第四条に規定する内閣府令・経済産業省令で定める基準等を定める命令（平成二十七年内閣府・経済産業省令第一号）」に規定された以下の要件を満たすことが必要となる。

① 直近の三事業年度の各事業年度において、当該事業年度の収支決算書に計上された収入額の決算額の合計額が支出額の決算額の合計額以上であること。

- ② 直近の三事業年度の各事業年度において、貸借対照表の正味財産の部に計上された積立金の合計額が、次のいずれかに掲げる額以上の額であること。
- イ 当該事業年度において会員及び役員から受け入れた会費の額の合計額
 - ロ 当該事業年度の事業収入の額の百分の三十に相当する額
- ③ 直近の事業年度において、貸借対照表上の有形固定資産の額を超える借入金が存在しないこと。
- ④ 資金決済に関する法律第三条第一項第一号に掲げる前払式支払手段に、次に掲げる事項が表示されていること。
- イ 発行する者の名称
 - ロ 代価の弁済に充てることができる金額
 - ハ 使用することができる期間又は期限
 - ニ 発行及び利用に関する利用者からの苦情又は相談に応ずる事務所の所在地及び連絡先
 - ホ 使用することができる施設又は場所の範囲
 - ヘ 利用上の必要な注意
 - ト 利用に係る約款若しくは説明書又はこれらに類する書面が存する場合には、その旨。
- ⑤ 資金決済法第二章の規定の適用を受けないことについて、その周知が図られていること。
- ⑥ 支払可能金額と発行する際に対価として受け取る金額の差額のうち二分の一以上に相当する額（要補助金額）を補填するものとして、国又は一の地方公共団体からの補助金が充たされていること。
- なお、国及び一若しくは二以上の地方公共団体又は二以上の地方公共団体からそれぞれ要補助金額に満たない補助金の交付を受ける場合であって、当該補助金の合計額が要補助金額を満たすときは、当該国又は地方公共団体が、産業競争力強化法第九条第一項に規定する新事業活動計画の検査及び監督に係るそれぞれの役割分担及び責任の所在を明確化する場合に限り、本号の要件を満たすものとみなす。
- ⑦ 発行に当たり、次に掲げる措置を講ずること。
- イ 情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の情報の安全管理のために必要な措置を講ずること。
 - ロ 経理については、その他の経理と区分し、別に特別の勘定を設けて整理すること及びその他の経理と相互流用しないこと。
 - ハ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二十三条又は地方公共団体の条例若しくは規則の規定で同条の規定に相当するものに基づく検査その他の措置に関して、補助金を交付した国又は地方公共団体に対する産業競争力強化法第二条第四項に規定する新事業活動の遂行の状況等の報告を行うこと及び当該国又は地方公共団体による検査その他必要な措置を受けること。
 - ニ イからハまでに掲げる措置を講じないときは、直ちに、発行を停止し、その払戻しその他の利用者の保護を図るための必要な措置を講ずること。

5. 新事業活動の開始時期及び終了時期

令和4年9月1日から令和7年3月31日